

# 『詩經』における捕兔の興詞と婚宴の座興演舞について

——兔を對象とする呪儀的行爲とその展開——

石川三佐男

## 一はじめに

私は、孔子が『論語』陽貨篇において、

小子何莫學夫詩。詩可以興、可以觀、可以羣、可以以怨、可以適、可以遠、可以君。多識於鳥獸草木之名。

と述べていることの普遍的な示唆性に基づき、右の標題について考察したいと思う。ただしこれに當たっては、副題について考察することから始めたいと思う。何となれば、これによつて始めて標題にそぐく、第一には、祭兔の呪儀に伴う犧牲兔捕獲の神事から展開する獵網操作による婚宴の座興演舞と捕兔の興詞の不可分の關係を見出しができる、ひいては第一には、周南の桃夭、兔罝、芣苢の三篇と王風の兔爰、葛藟、采葛の三篇は、それぞれその座興演舞が伴うとともに前二篇の掛け合いを承けて後一篇で唯すといふ、婚宴の組み歌として編次されたものであることを見出すことができる、第三には、兼ねて文學上の人間分析に益すべく、中國古代人の豊かな感情や習俗や世態の一典型を見出すことができる、と判断するからである。

○肅肅兔罝 穫々之丁丁（周南の兔罝篇）

『詩經』における捕兔の興詞と婚宴の座興演舞について

○有兔爰爰 雜離于羅（王風の兔爰篇）  
○有兔斯首 炮之燔之（小雅の瓠葉篇）

漢代に始まる『詩經』の中の兔に對する解釋上の誤解——兔はずる賢い動物で小人の比喩とされる。供薦物としては微薄、士庶人の小宴の酒肴に用いる。これを捕獲することは鄙賤な行爲であり、野人のすることである——に遠因して、今日なおその概念の範疇で理解されおり、ために各詩句聞はむろん、他の諸文物における兔にも意味上の脈絡を得ていのが實狀である。

が、これを兔の古代的意味を把握する一方、近年の『詩經』の興詞に關する二、三氏の注目すべき研究成果を基本にして考えると、これらの詩句は兔を對象とする呪儀的行爲とその展開上の行爲を表象するものとして見るのが妥當である。つまり、兔の古代的意味に關わる捕兔の興詞の母胎（「有兔斯首 炮之燔之」と生成（「肅肅兔罝 穫々之丁丁」と展開（「有兔爰爰 雜離于羅」）の具體例として見ることができるのである。そこで、小論ではこのことを實證すべく、まず小雅の瓠葉篇の考察から始め、次いで周南の兔罝篇、王風の兔爰篇へと及びたいと思う。

なお、『詩經』には兔に關わる事柄を表象する詩句として、さらに、

○相<sup>二</sup>彼投免 尚或<sup>一</sup>先<sup>二</sup>之（小雅の小辨篇）

○躍躍龜免 遇<sup>一</sup>犬獲<sup>二</sup>之（小雅の巧言篇）

という句例も見られるが、これらは本題からいえば傍系に屬するものであり、また當該の詩を正解する鍵的性格をも負つていてないので、とりたてては扱わないこととする。ただし、右の小辨篇の「相<sup>二</sup>彼投免 尚或<sup>一</sup>先<sup>二</sup>之」という句は、犧牲兔（投免）の存在を知らしめる一方、小雅の伐木篇の「相<sup>二</sup>彼鳥<sup>一</sup>矣 猶求<sup>二</sup>友聲<sup>一</sup>」という句と相類型することから推せば、兔には人間が鑑みるべき徳性があると考えられていてことをも表象しており、念頭に置いてよい句である。また、巧言篇の「躍躍龜免 遇<sup>一</sup>犬獲<sup>二</sup>之」という句は、兔に對する解釋上の誤解を生んだ一典據となつてゐるが、實はこれは狩獵上のことにして借りて社會秩序の崩壊を象徴的に警告したものであり、後世の諸文獻に見られる連の「狡兔盡良犬烹 敵國滅則謀臣亡」という成語の典據として見るべきである。なお、右の龜免は大兔の義であり、すなわち駿兔の義であり、駿免は健免の義であることをいい添え、前述の兔に對する解釋上の誤解と概念の拂拭に資したいと思う。

## 二 小雅の瓠葉篇の意味するもの

瓠葉（小雅）

○幡幡瓠葉 瓢幡たる瓠葉は  
采<sup>一</sup>之亨<sup>二</sup>之 これを采りこれ事を享る  
君子有<sup>一</sup>酒 君子に酒有り  
酌言嘗<sup>一</sup>之 酌みてここにこれを嘗む

第一章

○有兔斯首

炮<sup>一</sup>之燔<sup>二</sup>之

君子有<sup>一</sup>酒

酌言獻<sup>一</sup>之

○有兔斯首

燔<sup>一</sup>之炙<sup>二</sup>之

君子有<sup>一</sup>酒

酌言酢<sup>一</sup>之

○有兔斯首

燔<sup>一</sup>之炮<sup>二</sup>之

君子有<sup>一</sup>酒

酌言醕<sup>一</sup>之

有兔のこの首は

これを燔きこれを炮く

君子に酒有り

酌みてここにこれを酢ゆ

有兔のこの首は

これを燔きこれを炙る

君子に酒有り

酌みてここにこれを醕ゆ

有兔のこの首は

これを燔きこれを炮く

君子に酒有り

酌みてここにこれを醕ゆ

第四章

（○印陽部韻、△印幽部韻、□印元部韻、●印麌部韻）

右に掲げた小雅の瓠葉篇は、一見平明そうでありながら、幾つかの異なつた解釋がなされてきている詩である。例えば、要約していえば、「大夫が、牲牢饗饋が備わつていながら禮を棄てて行わない幽王を刺るべく、古の人の微薄な供薦物を用いてまでして禮を實行したこと

を憲んでうたつた歌」（毛序）とも、「農事を終えて禮を習い道藝を講ずる庶人の嘉會の歌」（鄭玄）とも、「燕飲の歌」（朱熹）とも、「士の一獻の禮の歌」（胡承珙）とも、「庶人の一獻の禮の歌」（馬瑞辰）とも、「飲射の歌」（陳喬樞推定の三家詩說）とも解されてきているのが

それである。そして、むろんそれぞれの解釋ごとに、見るべき據り所があるのである。

しかし私は、これら從來の解釋には、詩の「幡幡瓠葉 采之亨之」、「有兔斯首 炮之燔之」という句、及び「君子有酒 酣言嘗（獻・酢・醕）之」という句が表象する古代的信仰上の民俗行為の把握に關して、なお不備があると思うのである。この把握は、詩を正解する鍵として重要であるといわなければならない。

結論からいえば、私はこの詩は、農耕祭における神人相嘗の饗宴歌であると思う。つまり、これを具體的にいえば、この詩は、そこに豐穰神（實體はその「尸」）を迎えてなすべく、兼ねて多産の呪物である瓠の葉による供薦の整いと犧牲兔の首を祭る呪儀、及び穀物豐穰の象徴である酒による神人相嘗の禮——饗宴——の實行を表象していると思うのである。この判断の根據とするところは以下の如くである。

すなわちその第一には、「幡幡瓠葉 采之亨之」という句は、『詩經』中の採草の興の詞に相類型するものであり、とすれば、既に赤塚忠博士によつて指摘されている、

古代の宗教的感情では、昔ながらに聖域の水草の類を探つて神靈の食物を作るのが、神靈に事える誠敬であるとされた。そこから水草を探るといふは、神かけて歓待する意を表わす意の詩的常套表現、興詞が生じたのである。

と、いう觀點から理解すべきであると判断することに據る。つまり、右の觀點に基づけば、該句は、多産の呪物である瓠の葉を探つて蔬菜とする供薦の整いに神かけ興じて、迎えようとする神靈への歓待の意を表明したものであることは疑いないのである。いわゆる瓜や匏瓠の類

が旺盛な繁殖力を有することによって、古代では多産の呪物とされていたことは、大雅の生民篇において、農業の始祖神である后稷が種を播いたところ、瓜や瓞がごろごろと實った（「瓜瓞唪唪」）とあり、これが穀物豐穰の詩的豫兆となつてゐることがおのずから證するところである。さらに、これら瓜や匏瓠の類が供薦に用いられて、いたことは、小雅の信南山篇第四章に、

中田有廬 疆場有瓜 獻之皇祖 曾孫壽考 受天之祐 とあり、『埤雅』に

古今註曰、匏之有柄者、曰懸瓠。可用爲牲。

とあることがやはり證するところである。したがつて、該句を上述のように見ることには大過はないと思われる。

なお、瓜や匏瓠の類は、『詩經』中においては、「果臞之實 亦施于字」（幽風の東山篇）とも、「有敦瓜苦 桀在栗薪」（同上）とも、「南有樛木 甘瓠累之」（小雅の南有嘉魚篇）ともうたわれ、福祿の将来や繁榮を興ずる際の興物にもなつてゐる。また、その類は諸書には、『焦氏易林』臨の漸に、

匏瓠之恩 一畝千室 萬國都邑 北門有福

とあるのを象徴義に、婚俗の爵や贈り物に用いられていたとも、天女の司るものとされていたとも、婦人の換喻語とされていたとも、靈量を生んだとも傳えられている。これを要するに、特に繁榮事や女性との關わりが深いこれらの傳承はすべて、その類が古代から長く多産の呪物として考えられてきたことに由來してゐるであろう。とすれば、これらも上述の傍證となるであろう。

その第二には、「有兔斯首 炮之燔之」という句は、『禮記』郊特牲篇に、

(凡祭) 詔<sub>二</sub>祝於室、坐<sub>二</sub>戶於堂、用<sub>二</sub>牲於庭、升<sub>二</sub>首於室。

取<sub>二</sub>脣臂<sub>一</sub>燔燎升<sub>2</sub>首、報<sub>2</sub>陽也。

とある(瓠葉篇の構成を考える上でも示唆的である)うちの「取<sub>2</sub>脣臂<sub>1</sub>燔燎升<sub>2</sub>首、報<sub>2</sub>陽也」という呪儀と、全く同質の行爲を表象するものであると見得ることに據れば、同じく祭儀篇に「二端既立、報以<sub>二</sub>禮。薦<sub>2</sub>黍稷、羞<sub>2</sub>肝肺首心。見聞以<sub>2</sub>俠蠶、加以<sub>2</sub>鬱鬯、以報<sub>2</sub>魄也」とあるのを踏まえ、こここの疏が、

殷祭以肝、周祭以肺、虞氏以首、夏后氏以心。皆謂<sub>2</sub>祭<sub>1</sub>黍稷之時、兼此物祭也。

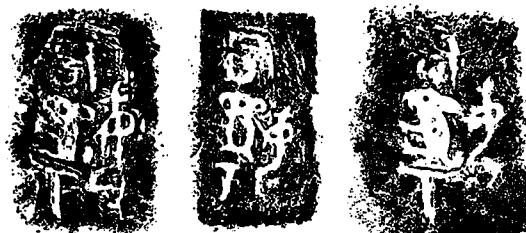
と指摘していることを基調にして理解すべきであると判断することに據る。つまり、右にいう「祭<sub>2</sub>黍稷」(「報<sub>2</sub>陽」も「報<sub>2</sub>魄」もその實同じであろう)を行う際に兼ねて行う犧牲獸の首を祭る呪儀と、該句に見られることさらに兔首を焼きあぶる行爲との間に認められる同質性に基づき、該句の表象するものは、穀物の豐穰を祝う際に兼ねて行う、犧牲兔の首を祭る呪儀であると見るのである。しかも、このよう見ることが妥當であることの傍證となるべく、犧牲獸の首を祭る呪儀が古代の多くの祭禮に伴って行われる普遍的なものであったことは、前引『禮記』郊特牲の傳承や、或いは『周禮』夏官の羊人に、羊人、掌<sub>2</sub>羊牲<sub>1</sub>。凡祭祀飾<sub>2</sub>羔。祭祀割<sub>2</sub>羊牲<sub>1</sub>、登<sub>2</sub>其首<sub>1</sub>。と傳承されていることが如實に示しているところである。とすれば、古代の祭禮においては、春秋の農耕祭——祈年祭と報年祭——が最も重要事であるとされていたことに據れば、その際にも兼ねて犧牲獸の首を祭る呪儀が行わたることは疑いないのである。むろんその際に用いられる犧牲獸の種類が時代により、祭主によって異なっていたことも疑いない。けれども、これを兔に限つていえば、果たせるかな(後

漢書》劉昆傳には、

劉昆少習<sub>2</sub>容禮<sub>1</sub>。王莽世教<sub>2</sub>授弟子<sub>1</sub>、恒五百餘人。每春秋饗射、

常備<sub>2</sub>列典儀<sub>1</sub>、以素木瓠葉爲俎豆、桑弧蒿矢以射菟首。

とあって、春秋の饗射禮の際に犧牲兔の首(菟首)を呪矢(蒿矢)で射る祭儀——これも犧牲兔の首を祭る呪儀の一典型である——が行われていたことを傳えているのである。しかも、そこに瓠葉による供薦の整いを備えていることに據れば、劉昆が瓠葉篇の「燔幡瓠葉采之亨<sub>2</sub>之」(「有兔斯首 炮<sub>2</sub>之燔<sub>1</sub>之」)という句を踏まえていることは明らかであり、ひいては當該の「有兔斯首 炮<sub>2</sub>之燔<sub>1</sub>之」といふ句の表象するものは犧牲兔の首を祭る呪儀であると見ていたことは疑いない。つまり、劉昆はこの祭儀圖一 を呪矢で射ることをもって實行していたのである。そこで、これによつて劉昆傳のそれを、上述の鐵證とするのである。



なお、殷墟の婦好墓から出土した一連の組銅觚の銘文(掲圖一参照)中の尊字は、兔を祭ることを思わせるべく、神座上の兔とそれを司る女性の形象をもつて主要な結構としているであろう。また、小雅の小辨篇に「相<sub>2</sub>彼投兔<sub>1</sub> 尚或<sub>2</sub>先<sub>1</sub>之」とあるのは、犧牲兔(投兔)の存在を知らしめるものである。さらに、國外の事例ながら『金枝篇』第四十八章には、穀物の刈り残しを結んで作った兔首を大鎌で断つ呪儀が行わっていた——これも犧牲兔の首を祭る呪儀の一典型である——ことを傳えている。いずれも上述の傍證となろう。

その第三には、各章に涉る「君子有酒 酈言嘗(獻・酢・醴)之」  
という句は、「儀禮」有司徹篇に傳承されている、酒による神人相嘗  
の禮——饗宴——に基づいて理解すべきであると判斷することに據  
る。すなわち、これを照合に便して示せば、

#### 有司徹篇

○有司徹。埽堂。司宮攝酒 ○幡幡瓠葉 采之亨之 君子有  
乃懿戸俎。卒懿升羊 酈言嘗之  
豕魚三鼎。

#### 瓠葉篇

○主人坐取爵酌尸。 ○君子有酒 酈言獻之  
○主人升戸酢升坐取爵酌 ○君子有酒 酈言酢之

(酢)。

○主人實解爵戸。 ○君子有酒 酈言酙之

となる如くである。しかも、右の「儀禮」有司徹篇の傳承は、神靈に  
は姿や形がないので、これを象徴する者として戸を設け、供薦物を整  
え、もってこれと祭主とによつて酒による相嘗の禮を行う（これを承  
けて始めて盛大な饗宴が行われ、祭主以下神福を享受する）といふ、

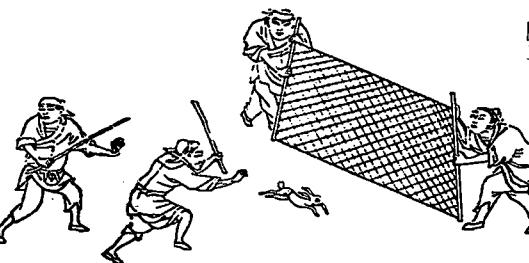
中國古代の祭禮における酒による神人相嘗の禮——饗宴——の普遍的  
な形態を傳えていることは明らかである。とすれば、右に見られるよ  
うな有司徹篇と瓠葉篇の該句との相對應する事實は、該句を酒による  
神人相嘗の禮——饗宴——を表象するものとして見ることの妥當であ  
ることを、積極的に證しているであろう。なお、この詩が右の禮をう  
たうに當たり、きまつて「君子有酒」という句を冠してこれを繰り  
返しているのは、祭主たる君子（一族）に豊かな實りがもたらされた  
ことへの祝意（兼ねて將來もまたあれということへの神への願  
い）を表象するためであろう。

『詩經』における捕兔の興詞と婚宴の座興演舞について

してみると、以上のように、瓠葉篇の主要な句のすべてに涉つて、  
相脈絡する古代的信仰上の普遍的な民俗行為またその證例があること  
に據れば、この詩は、そこに豐穰神（戸）を迎えてもなすべく、兼ね  
て多産の呪物である瓠の葉の蔬菜による供薦の無い（「幡幡瓠葉 采  
之亨之」と犧牲兔の首を祭る呪儀（「有彘斯首 炮之燔之」）、及び  
穀物豐穰の象徴である酒による神人相嘗の禮（「君子有酒 酈言嘗(獻  
・酢・醴)之」）の表象、すなわち農耕祭における神人相嘗の饗宴歌で  
あることは、もはや明白である。

### 三 兔の古代的根本義とこれを對象とする 呪儀的行爲の基本的性格

しかし實は、以上に明らかにし得た事柄  
に據れば、小雅の瓠葉篇には、特に犧牲兔の  
首を祭る呪儀に伴うものや兔の意味するもの  
に關して、一、二、三の注目すべきものがあると  
いわなければならない。



すなわち、一つには、瓠葉篇におけるその  
呪儀には、犧牲に供する兔を網によって捕獲  
する神事（掲圖二参照）が必然的に伴うとい  
うことである。まずこのことに対するのは、  
後に周南の兔罝篇の「肅肅兔罝 桉之丁丁」  
という句の意味するものを考へるに當たつて  
は、その神事を指しては考へられないからで  
ある。しかも、小雅の小辨篇の「相彼投兔  
尚或先之」という句が、捕獲した網中の犧

牲兔（投兔）の徳性をばかり見る行爲に基づいているものであることから推せば、周代には犠牲兔を納する神事は存在し、これが主に瓠葉篇におけるような祭兔の呪儀に伴って行われるものであったことは疑いないのである。

圖二



なお、王國維や羅振玉によつて兔が網の下に居るのを象つたものであると指摘されている、甲骨文の「罝」字（図三参照）の主要な結構とその相當數のト問事例は、それが既に殷代においても傳統行事となつていたことを感得させよう。

二つには、瓠葉篇の呪儀（及び前引『後漢書』劉昆傳の呪儀）に犠牲として用いられている兔の意味するものは、豊穣神の使者であること

であり、これが實は兔の古代的根本義であるということである。このことに注目するのは、後に觸れるように、兔を對象とする行爲には祥・不祥の結果があるからである。つまり、それがもたらされるのは兔の古代的意味と無縁でないと考えるからである。ところで、右の呪儀に特にその首を用いるのは、例えば、『春秋元命苞』に、頭者、神所居。上員象、天氣之府也。

とあるように、そこが兔の總合的靈質が宿る所であるに他ならないであろう。しかるに豐穣神を祭る際に、兼ねてその使者である兔の首を敢えて犠牲として祭るのは、一見矛盾することのように思われよう。けれども、古代の宗教的感情では、祭るべき神靈の靈能はそれと同類の徳性を有する犠牲の力によって聖化・高揚されると考えられていた

ことに據れば、それはむしろ當然のことであつたといわなければならぬ。例えば、『史記』封禪書に、

#### ○馬行用「青牡馬」。

#### ○冥羊用「冥羊」。

とあるのは、馬神（馬行）を祭る際には馬を犠牲に用い、羊神（冥羊）を祭る際には羊を犠牲に用いていることにおいて、まさにその具體例というべきである。もちろんこれは、豊穣神を祭る場合にも同様——類する徳性を有する兔を犠牲に用いる——であつたことは疑いない。瓠葉篇の呪儀に犠牲として用いられている兔の意味するものは豊穣神の使者であるとするのは、それがためでもある。しかも、殷墟から出土

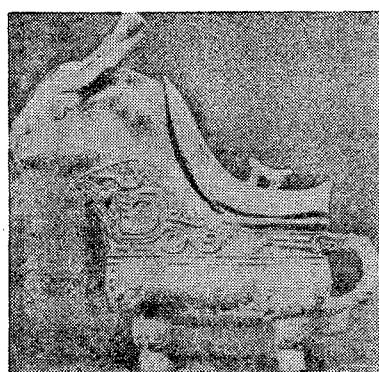
圖四



圖五



圖六

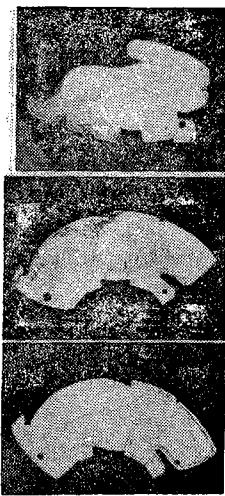


その蓋のところの主要なモチーフとなつてゐるのは、その徳性をもつて靈界（例えば豐饒の世界）と人間社會との間を來往すると考えられてゐた、すなわち豐饒神の使者として信仰されていたことによるものであることは疑いない。そこで、右の象頭兎觥を呪飾する兔とその意味するものをもつて、兔の古代的根本義は豐饒神の使者であるとするとの鐵證とするのである。

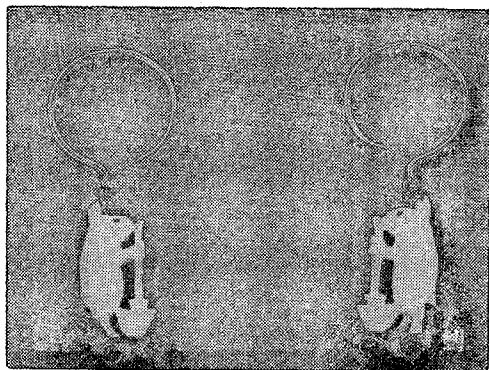
しかも、江蘇丹徒縣煙墩山の古墓から宜侯矢段とともに出土したことによつて西周初康王期のものと推定されている、兔觥ともいへべき（銅犧觥とも鳥紋兎觥ともいわれている）酒器（図六参考）の兔は、穀物豐饒の象徴である酒をはこびもたらすことをまさしく表象している點において、右の判断を一層不動のものにすると思われる（かえて加えてこの觥は瓠葉篇の成立年代と同時期のものとしても考えられるのである）。

なお、右のことにつきましては、殷墟の婦好墓から出土した玉兔（図七参考）と滑縣の辛村の古墓から出土した西周末か東周初ころの玉兔（図八参考）、及び定陵から出土した不死の薬を攜く玉製の月兔（図九参考）は、貴婦人または王妃の裝身具として使用されていた、洛陽郊外の金村の古墓から出土した戰國時代の青銅兔（図一〇参考）は、十二支獸の一つに組み込まれていた、漢代の畫像石中の月兔（図一一、一三参考）と唐代の八稜鑑中の月兔（图省略）は、不死の薬を攜くとされていた、同じく漢代の畫像石中の月兔（図一四参考）は、月精とされていた。また、文獻資料においても、兔は、月中に在つて（不死の）薬を攜くとされていた、月中の陰であるとされていた、明月の精であるとされていた、雌は雄の毛をなめても、或いは月を望んでゐるところでもある。してみると、兔が右の靈異な酒器と指摘されているところである。してみると、兔が右の靈異な酒器

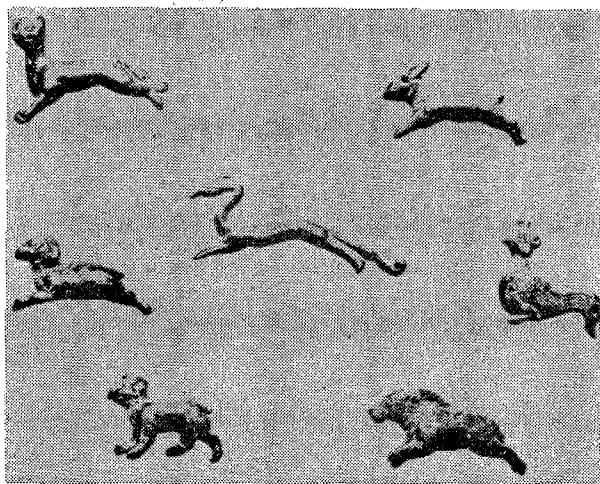
圖七



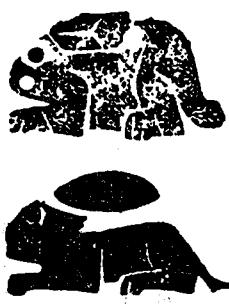
圖九



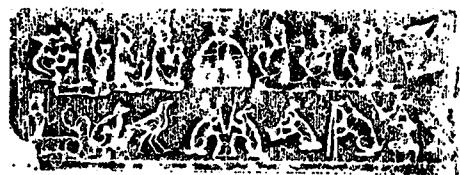
圖一〇



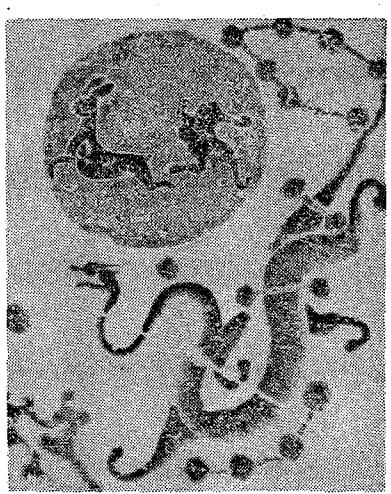
圖八



圖一一



圖一二



圖一二一



圖一二二



み見ても懷妊するとされ、また口から吐くようにたやすく子を生むとされていた、五百年、千年の長壽であるとされていた、血には女性の安産をうながす藥効があるとされていた、女性の化身と見做され、またその比喩にも用いられていた、駿馬の別稱に用いられていた、等々のことは、すべて兔の古代的根本義——豊穣神の使者——からの派生として、またそれとの對應で見るべきであることが感得されよう。加えていえば、それらの意義的生成には、太古から月中に映發し續けてきている兔象の力やその多産性も、大きく關與しているであろう。

三つには瓠葉篇の呪儀（及び前引『後漢書』劉昆傳の呪儀）における人間行爲の目的は、豐穣神の靈能の聖化・高揚を行うことになり、ひいてはこれによつて豐穣神の神福を得ようとすることにあるということである。わけても、兔が豐穣神の使者として信仰されるようになつてから爾來、これを對象とする人間行爲には、常にその神福を得ようとする觀念が伴つたことは疑いないのである。ただし、神々が一般にそうであるように、人間の期待がその神々によつて裏切られる場合があることも當然豫想しなければならないことである。

これを前者についていえば、先の出土資料における兔の用例は、その象徵的な證例であるといわなければならぬ。何となれば、兔を兕觥の本體としたり蓋のところの主要なモチーフにしているのは、酒器の靈異性を表象する一方、そこに豊穣神を憑依させてその神福を得ようとするからであり、女性が玉兔を身に飾りつけるのは、美を得ようとする一方、懷妊や安産や多産、或いは長壽や避邪などの神福を得ようとするからであり、不死の藥を擣く月兔を死者の居室や墓石に飾り刻することは、死者に憑りつく不淨を祓う一方、なお永遠の生命を得ようとするからに他ならないからである。これをさらに文獻資料にお

ける例で見てみると、『焦氏易林』大慶の震に、

逐兔山西、利走入門、賴我仁德。獲爲我福。

とあり、或いは『初學記』に、

應劭風俗通曰、兔饋俗說、臘正祖之食。得兔饋者名之曰幸。

賞以寒酒。幸者令三人吉利。

とあるのは、兔を獲れば福祿がもたらされるとされ、臘祭に用いた兔の脚を得ても福祿がもたらされるとされていたことを傳えるものであることによつて、やはりその例證となろう。

また、後者の、兔を對象とする行爲における人間の期待が裏切られる場合についていえば、『韓非子』五蠹篇に、

宋人有耕田者。田中有株。兔走觸株、折頸而死。因釋其

耒而守株，冀復得兔。兔不可復得、而身爲宋國笑。

とあるいわゆる守株の故事は、それに期待したがあまりに裏切られて、かえつて不幸がもたらされたことを傳えるものであり、その典型的例證といえるであろう。

しかして右のこれらを基本に据えて見るべきは、實は、やはり兔を對象とする人間行爲をいう、周南の兔罝篇の「肅肅兔罝，椓之丁丁」という興の詞と王風の兔爰篇の「有兔爰爰，雉離于羅」、という興の詞の意味するもの、ひいてはこれらによつて興ぜられる兩詩の主題で

#### 四 捕兔の興詞と婚宴の座興演舞、兔罝篇の場合と組み歌

○桃之夭夭 桃の夭夭たる



(○印之部韻、△印月部韻、□印質部韻)

右に掲げた周南の兔罝篇(豫見に即してその前後の桃夭篇、芣苢篇をも附した)は、やはり平明そうでありながら、先の小雅の瓠葉篇よりもかえって異説の多い詩である。例えば、毛序に、

兔罝、后妃之化也。關雎之化行、則莫不<sup>レ</sup>好<sup>レ</sup>德。賢人衆多也。  
(兔罝)殷紂之賢人、退<sup>レ</sup>處山林、網<sup>ニ</sup>禽獸<sup>ニ</sup>而食<sup>レ</sup>之。文王舉<sup>ニ</sup>闔天奏願於冒網之中。  
とあり、三家詩系統の韓説に、

置<sup>レ</sup>兔之人、鄙賤之事、猶能恭敬、則是賢者衆多也。此置<sup>レ</sup>兔之賢者也。有<sup>レ</sup>武力可<sup>レ</sup>任爲<sup>ニ</sup>將帥<sup>ニ</sup>之德<sup>。</sup>諸侯可<sup>レ</sup>任以<sup>ニ</sup>國守<sup>ニ</sup>、扞<sup>ニ</sup>城其民<sup>ニ</sup>、折<sup>ニ</sup>衝撃<sup>ニ</sup>難於未然<sup>。</sup>

とある他、『鹽鐵論』備胡篇、『焦氏易林』災患の因、朱熹<sup>・</sup>崔述<sup>・</sup>、聞一多<sup>・</sup>、白川靜博士等々に、それぞれ異なる説があるのがそれである。これらは、まさに『詩經』の解釋史の一端を反映させて多彩というべきである。

しかし私は、これら從來の説には、「肅肅兔罝 桀<sup>レ</sup>之丁丁」という句の解釋に當たり、上述したような兔の意味するもの、或いはそれを對象とする行為に伴う人間感情——豊穣神の神福を得たいという感情——にいい及んでいない點において、いざれも決定的な不備があるといわざるを得ない。例えば、聞一多が、該詩を「兔罝、美<sup>ニ</sup>獵士之英武<sup>ニ</sup>」と解する一方、その根據を、兔は実は麅、すなわち虎のことであるということ(「楚人呼<sup>ニ</sup>虎曰<sup>ニ</sup>麅<sup>ニ</sup>兔<sup>。</sup>」)に求めていたのは、兔の意味するものを考慮しなかった例である。つまり聞一多は、右の句の表象するものを、兔では役者不足であると見てこれを虎に訓み易

『詩經』における捕兔の興詞と婚宴の座興演舞について

え、もつて網を仕掛ける行為は勇猛な行為であるとすることによつて、後句の「赳赳武夫、公侯千城」とを意味上脈絡させようとしたのである。同類の方法は鄭玄の説にも見られることであるが、恣意的な條件を附して詩を解することは妥當であるとは思われない。

結論からいえば、私はこの詩は、婚者による座興演舞が伴う、婚宴の祝い歌であると思う。祝う對象はむろん新郎たる若者である。つまり、これを具體的にいえば、この詩は、新郎たる若者が神事から展開した兔を網する舞をまうのに興じて、その行為にもたらされる神福——得難い榮達——を祝賀したものであると思うのである。右にいう神事とは、先の犠牲兔を網する神事のことである。右の判断の根據とする所は以下の如くである。

すなわち、第一には、既に明らかにしたことであるけれども、古代には、兔は豊穣神の使者として信仰されており、これを對象とする人間行為には常にその神福を得ようとする觀念が伴っていたという、古代の信仰上の事實を踏まえることに據る。

第二には、兔罝篇は、類型的神事の痕跡をなお留めている小雅の鴛鴦篇との對應において見るべきであると判斷することに據る。その第一章には、

鴛鴦于飛 鴛鴦ここに飛ぶ

畢<sup>ニ</sup>之羅<sup>ニ</sup>之 これを畢しこれを羅せん

君子萬年 (君子萬年ならん)

福履宜<sup>ニ</sup>之 福履これに宜しからん

(○印歌部韻)

とある。つまり、一見してこれが、飛び来る鴛鴦を獵網で獲る儀式的の行為に興じて、その行為にもたらされる神福——得難い萬年・福履——

を祝賀したものであることは明らかである。しかも、右の獵網を用いる興の手法とこれを承ける主題の展開法は、當該の兔罝篇とことごとく相對應するものであることも明らかである。加えて、いわゆる鳥の類も、天翔ける徳性があることによつて、古代には、神の使者として信仰されていたのである。右の詩で、鷦鷯を網することに興じて、得難い幸運がもたらされると祝賀しているのも、それがために他ならぬ。さらにもいえば、右の興の詞も、古代の祭鳥の呪儀に伴う、犧牲鳥捕獲の神事に由來しているであろう。とすれば、これらは皆、兔罝篇であろう。

第三には、古代の婚宴には、婚者による座興演舞があり、その際に

は、神具でもあつたいわゆる獵網の類を舞具として用いる場合があつたという、古代の民俗上の事實を踏まえることに據る。例えば、この

民俗上の事實とは、既に赤塚忠博士によつて婚の宴の座興演舞の歌であると指摘されている、幽風の九罭篇御第一章に、

九罭之魚 鮎おめでたいことには、九つに張った網には、鮎（ます）や  
我翻之子○わたしは袴衣繡裳（龍のぬいとり紋のある高貴な人の禮服）  
衰衣繡裳○を着けたりっぱなこの君に會いました。

(○印陽部韻)

とあることに見られる九罭の用例に他ならない。しかも、右の網を張つて魚を漁る演舞も古代の祭魚の呪儀に伴う、犧牲魚を網をする神事に由來しているることは疑いない。加えて、右のような例證が『詩經』中にはなお存することに據れば、祝宴の場で獵網を操つて舞うことは、古代の普遍的な民俗行爲であつたといわなければならぬ。

い。このことは、右の九罭篇第一章ともどもに、兔罝篇に對する私解の有力な證となるであろう。

なお、相連續する神婚の歌舞劇の一として見るべき『楚辭』九歌の湘夫人篇に、「晉何爲兮木上」とあるのも、獵網が舞具として用いられる場合の一形態を傳えているであろう。

してみると、以上のような三點に渉る主要な例證があることに據れば、兔罝篇は、婚者による座興演舞が伴う、婚宴の祝い歌であることはもはや明らかであるとしなければならない。つまりこの詩は、新郎たる若者が神事から展開しためでたし捕兔の舞をまつて吉祥來を演じ〔肅肅兔罝 楸之丁丁〕、これに興じてその若者の多幸〔赳赳武夫 公侯干城（好仇、腹心）〕をめでたく祝賀したものである。むろんこのめでたさは、上述のような由來があつてこそ生ずるものであるに他ならない。

しかしてこの兔罝篇の直前に編次されている桃夭篇はといえば、これも、桃の若々しい繁榮力〔桃之夭夭 灑灼其華〕にかけ興じて、嫁ぐ若い娘の多幸〔之子于歸 宜其室家〕をめでたく祝賀した、典型的な婚宴の祝い歌である。加えて、これらの直後に編次されている芣苢篇はといえば、これは、單純な採草の動作と軽快な音調の繰り返し〔采采芣苢 云々 采采芣苢 云々〕に興じて、賑々しく男女の情愛を壽いだ、典型的な婚宴の囃し歌である。むろん賑々しい舞が伴つてゐるであろう。とすれば、これら三篇が、まず桃夭篇で花嫁の多幸を祝い、次いで兔罝篇で新郎の多幸を祝い、この掛け合ひを承けて芣苢篇でさらにめでたく囃すという、典雅でかつ典型的な婚宴の組み歌として編次されているものであることは、もはやおのづから感得されよう。

なお、兔爰篇における捕兔の興詞が、婚宴の座興演舞としての捕兔の舞によって生成されている事實は、王風の兔爰篇を考える上でも當然注目すべきであろう。

## 五 捕兔の興詞と婚宴の座興演舞、兔爰篇の場合と組み歌

### 兔爰（王風第六）

○有兔爰爰  
雉離于罝  
我生之初  
尚無庸  
我生之後  
逢此百凶  
尚寐無咷  
ねがはくは寐て咷くこと無けん

有兔爰爰  
雉離于罝  
我生之初  
尚無造  
我生之後  
逢此百憂  
尚寐無覺  
ねがはくは寐て覺むること無けん

### 第一章

雉離于罝  
我生之初  
尚無庸  
我生之後  
逢此百凶  
尚寐無咷  
ねがはくは寐て咷くこと無けん

雉こそ罝に離れり  
我が生の初めは  
なほ庸ふること無きに  
我が生の後こそ  
この百凶に逢へり  
この百凶に逢へり  
ねがはくは寐て咷くこと無けん

### 第三章

（○印歌部韻、△印幽覺通韻、□印東部韻）

### 葛藟（王風第七）

○縵縵葛藟  
在河之濱  
終遠兄弟  
謂他人父  
謂他人父  
亦莫我顧  
また我を顧みること莫し

縵縵葛藟  
在河之濱  
終遠兄弟  
謂他人母  
謂他人母  
亦莫我有  
また我を有つこと莫し

### 第一章

○縵縵葛藟  
在河之濱  
終遠兄弟  
謂他人父  
謂他人父  
亦莫我顧  
また我を顧みること莫し

縵縵葛藟  
在河之濱  
終遠兄弟  
謂他人母  
謂他人母  
亦莫我有  
また我を有つこと莫し

### 第一章

終遠兄弟

謂<sup>ハ</sup>他人昆<sup>ニ</sup>  
謂<sup>ハ</sup>他人昆<sup>ニ</sup>  
他人を昆と謂ふも  
また我を聞くこと莫し

○印頭部員、△印二部員、□印三部員

采葛  
(全風第八)

○彼采葛兮

一  
日  
不  
見

如三月兮 三月の如くならん

第一章

○彼采蕭兮

一日見ざれば

三

10

○微子夢

三歳の如くならん

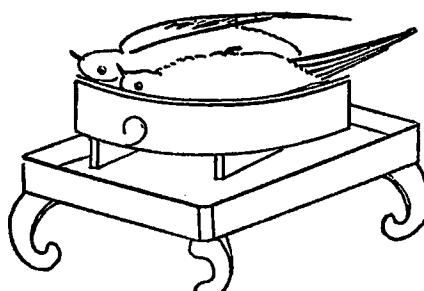
第三章

(○印月部韻、△印幽部韻)

右に掲げた王風の慈愛篇（豫見に即してこれに續く）葛藟篇采葛篇は、國家の政治混亂をうながすものといえ、ほんの一途の解

釋がなされてきている詩である。例えば、毛序に、

君子不<sub>レ</sub>樂<sub>二</sub>其生<sub>一</sub>焉<sub>二</sub>。



とあり、朱熹の説に、

周室衰微、諸侯背叛。君子不樂其生、而作此詩。(詩經集傳)。とあるのがそれである。が、私はこれらは、誤解であると思う。また、この詩を正解する鍵ともいいうべき「有兔爰爰 雉離于千羅」という句を、古注では、

(毛傳)。

比也。言張羅，本以取兔。今兔狡得脫，而雉以耿介，反離

圖  
五

于羅。以比下小人致亂。而以巧計幸免。君子無享。而以忠直受禍。或曰。興也。以

免爰興無爲、以雉離興互羅也(《詩經集傳》)。

と解してそれぞれ見解を異にしていあるけれども、やはりいづれも誤解であると思う。ただし、朱熹の「或曰云々」の指摘は詩に即していて示唆的である。

結論からいえば、私はこの詩は、  
男性の舊婚者(媒氏)による座興演舞  
が伴う、婚宴の諧謔的詰問歌である  
と思う。しかもこの座興演舞は、先の兔盲篇において指摘した、捕兔  
の舞の諧謔的展開形であると思う。加えてそこには、婚宴の座興演舞  
にふさわしく、古代の婚事には男性がその能力の證明として狩獵上の

獲物を持参したという、いわゆる用鳥の俗（<sup>43</sup>）が組み込まれていると思う。つまりこれらによつて、その舊婚者は、めでたい兔を獲ようとしておどけて持てる雉を網にからめて凶祥來を演じ、これに興じて果たして自分は不精の妻を得てひどい災厄に出會つてゐる不幸を訴え、もつて自らの妻を詰問しているのであると思う。この判断の根據とする所は以下の如くである。

すなわち、第一には、この詩の「有兔爰爰 雉離于羅」<sup>(44)</sup> という句は、上述來を踏まえ、特に兔罝篇における捕兔の興の詞の展開上でどちらえることが最も妥當であると判断することに據る。むろん、『韓非子』五蠹篇の守株の故事が傳える、いわゆる兔に期待しすぎるとかえつて不幸がもたらされる場合があるということも踏まえるのである。

第二には、兔爰篇は、やはり婚宴の諧謔的詰問歌とすべき抑風の新臺篇第三章との對應において見るべきであると判断することに據る。その第三章は、

魚網之設 魚網をこれ設けしに

鴻則離之 鴻こそ則ちこれに離れり

燕婉之求 燕婉をこれ求めしに

得此感施 これ感施を得たり

（○印歌部韻）

とあるものである。まず一見してこれが、前引幽風の九罿篇第一章において見られたような、魚網の操作による婚宴の座興演舞から展開したものであることは明らかである。しかも、ここでも婚俗であることによつて、やはり用鳥の俗が組み込まれてゐるのである。つまり、右の新臺篇第三章の場合は、新郎が、めでたい魚を漁ろうとしておどけ

て持てる鴻を魚網にからめて凶祥來を演じ、これに興じて果たして自分はとんでもないせむし女（感施）を迎へてしまつたと不幸を訴え、もつて婚者を詰問するのである。

篇の「有兔爰爰 雉離于羅」という句とは、單に男性の婚者が獵網と持参せる鳥との操作によつて凶祥來を表象する點が類型的であるばかりでなく、それぞれの由來とともに吉祥來を表象する九罿篇や兔罝篇の興の詞に求め得、かつともに婚宴の座興演舞の力によつて諧謔的に展開したものである點においても、まさしく相對應する。新臺篇第三章を、兔爰篇に對する私解の有力な證とするゆえんである。

第三には、『抱朴子』疾謬篇に、

俗聞有「戲婦之法」。於稠衆之中・親屬之前、問以「醜言」、責以

慢對。其爲鄙讀、不可忍論云々。

とあるいわゆる戯婦の俗は、兔爰篇や新臺篇第三章に見られるような、婚者を諧謔的に詰問する民俗の遺風を傳えるものであると判断することに據る。そこで、これをもつて兔爰篇に對する私解の有力な傍證の一つとするのである。

してみると、ここでも以上のようないくつかの主要な例證があることに據れば、兔爰篇は、男性の舊婚者による座興演舞が伴う、婚宴の諧謔的詰問歌であることはもはや疑いない。

しかしてこの兔爰篇の直後に編次されている葛藟篇はといえば、これも甚だしく誤解されているけれども、實は婚宴の座興的詰問歌であるに他ならないのである。しかも、これが女性の舊婚者（媒氏）による歌であることも明らかである。何となれば、葛の類は、『詩經』では女性を象徴する興物となつてゐる一方、詩の冒頭の「蘋蘋葛藟

在『河之濱』という興の詞は、新郎の訪れを象徴的に祝賀する周南の

關雎篇第一章の「關關雎鳩 在『河之洲』」という興の詞（ここにも用鳥の俗が反映していよう）に對應すべく、若い花嫁の道行きを象徴的に祝賀するものであるからである。しかるにこの詩は、私はかつて、花よ蝶よと祝福されて河水のほとりまで見送られ〔麟麟葛藟 在『河之濱』〕、嫁いでついに兄弟と遠ざかって他人を父と呼ぶことになった〔終遠兄弟 謂『他人父』〕、他人を父と呼ぶことになつたけれども肝心のあなたは今もつて私のことを少しも顧みてくれない〔謂『他人父』亦莫『我顧』〕、と纏綿とかつ辛辣に夫を詰問するものである。しかも、このような妻が夫を詰問する歌の存在は、酈風の相鼠篇や魏風の碩鼠篇などによつて、おのずから證されるところである。とすれば、必然前篇との對應において見るべく、これら兔爰篇と葛藟篇とは、掛け合の構成になつてゐること明瞭である。

さらに、續く采葛篇はといえば、この詩も先の周南の芣苢篇との對應において見るべく、女性の聖務たる採草への誘いと定型句の繰り返しによる、いわゆる囁き歌であることは疑ひない。しかもこれは、主に女性に向けてはいるが、男女の情愛の高まり〔一日不見 如『三月（三秋、三歲）』〕を囁す點において、婚宴の場にこそふさわしいのである。

してみると、これら王風の二篇は、まず兔爰篇で夫が妻を諧謔的にかつ仰々しく詰問し、次いで葛藟篇で妻が夫を纏綿とかつ辛辣に詰問し返し、この掛け合いを承けて采葛篇で婚者の情愛を賑々しく囁すといふ、詰問を主體とした興味ある婚宴の組み歌として編次されているものであることは、これまた明らかである。

## 六 むすびにかえて

しかして以上を要していえば、小論は、兔を對象とする象徴的かつ普遍的な呪儀的行為（瓠葉篇）を見出して基本に据え、そこからの必然的展開を軸にして文献や出土資料や相類型する詩篇等に證を得て、もつて『詩經』における捕兔の興詞の母胎と生成と展開の具體的系譜を明らかにする一方、これに關わる婚宴の座興演舞の存在と對照的な婚宴の組み歌一態に基づく編次の事實を明らかにしたものである。しかしこれが、『詩經』の本姿とこれを編纂した人物の人間像を考える上で益するものがあれば幸いである。（昭和五十八年一月一日稿了）——小論は、本會第三十三回大會（會場、北海道大學文學部）において、『詩經における兔とその狩りについて』と題して口頭發表したものに基づくものである——

(1) 赤塚忠博士の「古代に於ける歌舞の詩の系譜」（『日本中國學會報』第三集）以下に展開される『詩經』關係論著、白川靜博士の「興的發想の起原とその展開」（『立命館文學』第一八七、一八八號）、家井眞氏の「詩經に於ける魚の興詞とその展開」（『日本中國學會報』第二七集）など。なお小論は赤塚忠博士の論著に負うところ大きいことを附記す。

(2) 馬瑞辰の『毛詩傳箋通釋』巧言の條はその誤解を是正している。  
〔韓非子〕内讐說他數書に見られる。  
〔韓非子〕内讐說他數書に見られる。  
これらは『蒼頡篇』『說文』『廣韻』『韓非子釋名』などに據る。  
以下すべて王力氏の『詩經詒讀』に據る。  
(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 赤塚忠博士の「魯頌の構成について」（『東京文那學報』第一三號）。  
『儀禮』『士昏禮』『禮記』『香儀』『羣芳譜』など。  
『星經』『春秋元命苞』など。  
『論衡』、曹植の『洛神賦』など。

(10) 沈羅延報告の「胡盧人故事」(『民間月刊』一卷二集)。

『殷墟婦好墓』所收。

この鄭玄の注に「酌者將<sup>許</sup>主人」とある。

『孔子聖蹟圖』から模寫の『中國古代服飾研究』所收。

『殷墟書契』前編五の一四。

拙稿「詩經における馬祭の復原」(『松學舍大學人文論集』第二二輯)

参照。

(16) 拙稿「詩經に於ける羊祭歌について」(同上書第一一輯)。なお「興」に關して拙稿「詩經曹風の下泉篇について」——ものが水に濡れることの古代的意味と下泉篇の興、併せて古詩劇の復原——」(『專修人文論集』第三〇號)も參照いただければ幸いである。

(17) 白鶴美術館所藏。同館伊藤明美學藝員に便宜いただいたことを附記す。掲圖五は部分擴大のもの。ほとんど同類の兒觥が泉屋博古館にも所藏されている。なお、掲圖は割愛したが同館にも便宜いただいたことを附記す。

(18) 『白鶴英華』において白川靜博士にこれに關する指摘がある。

(19) 赤塚忠博士の「近年出土周金文考釋22」(『書學』第二三卷第六號)。

(20) 『文物參考資料』(一九五五年第五期)に報告されている。

(21) 『殷墟婦好墓』所收。

(22) 古學專刊「滑縣辛村」所收。

(23) 定陵陳列室所藏。

(24) ホワイトの『洛陽古城古墓考』から引く「東洋文化史大系」第一卷所收。

(25) 揭圖一はシャヴァンヌの『北支那考古圖錄』から引く同上書所收。掲圖一一~一四是『中華人民共和國河南省碑刻畫像石』所收。

(26) 『楚辭』天問篇、傅玄の「擬天問」。以下(2)は「五經通義」、(2)は「太平御覽」歌部引「典客」、(2)は「論衡」怪奇篇「博物志」「本草綱目」、(2)は「本草綱目」、(2)は「說文通訓定聲」、(2)は「後漢書」蔡邕傳、「竇玄妻古怨歌」(『古詩紀』)、(2)は「說文通訓定聲」

『詩經』における捕兔の興詞と婚宴の座興演舞について

免に據る。

(34) 本来は小雅の鶯燕篇の「君子萬年」に類して「武夫赳赳」となるべき句である。

(35) 『詩經集傳』。以下(3)は『讀風偶識』、(3)は『風詩類鈔』(『聞一多全集』)、(3)は『稿本詩經研究』通論篇、解釋篇。

(36) 赤塚忠博士の「かさきのわたせる橋——振鷺の舞と鳥の興——」(『近代』第一一、一二號)を參照されたい。

(37) 同じく『中國古代歌謡の發生と展開』(第一稿)。なお口譯も同書に據る。家井真氏の前掲論文を參照されたい。

(38) 平岡武夫博士の「士昏禮に見えたる用屬の古俗に就いて」(『支那學』第七卷第四號)に詳細があるので參照されたい。また赤塚忠博士は、「儀禮」士昏禮によれば、媒氏はそのシンボルとして屬を持参することになったが、このシンボルは、原初的には婦の精神を表す呪物であったと考えられる。媒氏は、もと、その呪物の飛んで來往するのを演ずるに過ぎなかつたのであるう。その呪物の鳥も鳩とは限らず、氏族によって違つていただろう。(『松學舍大學東洋學研究所集刊』第九集所收「若草のという枕詞と八千矛神の妻覗ぎの歌問答」とも指摘されている。なお我が國の鹿兒島縣の婚禮歌に、仲人の訪れを告げるべく、「沖の鷗が今こそ見えた」というものがある。これも同様の俗に由來しているよう。

(39) 本山桂川著『日本民俗圖誌』婚姻篇所收。

(40) 赤塚忠博士の前掲論文「若草のという枕詞と八千矛神の妻覗ぎの歌問答」にこの由來が詳しい。

(41) 旺文社刊『漢詩の解釋と鑑賞事典』の碩鼠篇において指摘したことがある。